

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 20 日付鳥取県告示第 150 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川口 玉江	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 613
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 622
武田 親蔵	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 626
武田文四郎	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 649
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 656
〃	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 688
長田清次郎	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 689
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字岸ノ上 746
綾木たみよ	八頭郡智頭町大字芦津字倉谷上へ 834 の 2
朝倉甚九郎	八頭郡智頭町大字芦津字上ミノ山 866
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字寺谷上へ 881
〃	八頭郡智頭町大字芦津字寺谷上へ 894
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字山根上へ 969
武田文四郎	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 999
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1009
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1010
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1017
綾木 玲子	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1029
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1030
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1039
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1040
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1040 の 1

〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1041
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1043
武田 弘治	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ 1075 の 1
〃	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ 1076
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字虫谷上へ 1084

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課